

総務常任委員会会議録

[平成25年 7月 3日開催]

南あわじ市議会

総務常任委員会会議録

日 時 平成25年 7月 3日
午後 1時30分 開会
午後 1時54分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	柏 木 剛
副 委 員 長	廣 内 孝 次
委 員	熊 田 司
委 員	北 村 利 夫
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	久 米 啓 右
議 長	森 上 祐 治

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	高 川 欣 士
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也
書 記	斉 藤 浩 平

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
総務部長兼選挙 管理委員会書記長	入 谷 修 司

II. 会議に付した事件

1. 職員倫理規定について..... 3

III. 会議録

総務常任委員会

平成25年 7月 3日(水)

(開会 午後 1時30分)

(閉会 午後 1時54分)

○柏木 剛委員長 それでは、時間ですので始めたいと思います。

きょうは、管内視察、市民交流センターを視察するということでしたが、一応2時までの時間をちょっといただきまして、先日来ちょっと問題になりました、職員の倫理規定ということにつきまして時間をいただきます。

開会中に総務委員会ありまして、その後の経過につきまして報告しますと、議運とかの場で一議員の一般質問の内容に対して、何で総務委員会がそこまでやるのかということで相当いろいろな遣り取りがありました。それに対しては、我々もいろいろ話はしたんですが、議運のほうの結論としては、職員の倫理は総務の管轄であると、一つの問題提起された以上、議会として対応する責任は総務にあるだろうと。そういうことで、総務委員会でこれからどうするか、その問題を一体どうするかについては検討すべしと、そういうことになりましたので、本日時間短いんですけども、その件についていろいろと審議をしたいと。きょうは、副市長、総務部長にも出席をお願いしております。ということで、時間のある範囲内で、いろいろと委員さんからの執行部に対する質疑も含めまして進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

どうぞ、御意見ある方は挙手でお願いします。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 前回の総務委員会では、名前が特定ができないので、調査もこれ以上できないと。しかし、執行部としても関心もあるし責任もあるので、さらにそういう努力もしていきたいというような言葉であったかに思っておるんですけども、その点まず、どんなようなその後の状況、調査の状況なり、倫理の徹底なりされてるのかについてお尋ねしたいと思います。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長(入谷修司) 前回の総務委員会以降、引き続き綱紀肅正等を、先般も部長会がありまして、その席でも各部長に徹底させていただきましたが、調査というのはやっておりません。それで、市民から疑念を持たれるような行為は、絶対に職員としてはやめるべきであるというのを徹底させていただいたところでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 調査ということで、ある程度努力もしたということなのですが、前回調査した言うてましたよね。一般質問以降調査をしてないんですか、一つも調べてないんですか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 事実確認もできておりませんし、砂田議員におきましては人から聞いた話ということでございますので、その事実の確認がとれてない中においては、そういった一個人、誰かというような調査はできないというようなことでしておりません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 全然やってないと、ただ事実関係を調べるために、砂田議員に協力を求めたということは行ったわけですか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） それ以降、砂田議員に、電話でございますが、その事実をつかんでおるのであれば、どこの誰かというのを教えてほしいというような要請もしましたが、砂田議員は、そこで言うことによってそれが直っていただいたらという思いの中で一般質問をされたということで、名前は言っていただけなかったということでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 つまり、便宜供与の事実もあるかもわからないと、しかし調査はできないと、調べてないということですか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） そのとおりです。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、やはり調査をするという姿勢をもう少し見せる必要が

あるのかなというふうに私は思っとなるわけなんですね。一つお伺いしたいんですけども、この許認可権限というような言葉が砂田議員の質問の中にあっただかと思うんですね。その許認可権限を持つとなる職員が、その対象である事業者と飲食を頻繁にともにしているというような趣旨であったかと思うんですよ。ということは、その許認可権限を持っている職員というのは、ある程度500人なりおったとしても特定されていくのではないのかなという思いがあるわけですが、その点いかがですか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 職員が携わる許認可に関する業務につきましては、もう各方面にわたってございます。ただ、今、副市長横から言われましたが、当然そういったことを行うときには、決裁をとる中で決裁規定に基づいてそういった許認可を行うということになります。その権限は、課長以上、最終は市長なんですが、副市長なり部長、課長、専決において行うというところでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 全ての課長職に許認可権限があるという理解をしいんですか。関係事業者。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 全課長以上というのではなくて、それは部署に当然ありますが、その幅の広いところともうごく限られた部分、例えばこの書類を交付するという、そういったような権限でやられてるようなところもありますし、非常に広い分野にわたります。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 許認可権限を持たない部署、課というものと、許認可権限を多く持っている部署と少ない部署と、3つぐらいあるのかなということだったわけですが、特に許認可権限の多い部署というのはどこなんですか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） どこが多い少ないということでございますけれども、それはちょっといろいろと調査もせんことにはだめだと思いますが、その業者がどういった業者か、そこらの確認もできておりませんし、なかなかわかりづらいところでございますし、どこが多い少ない、一般的に特に工事関係あたりについては、当然都市整備部であったり農業振興部、ほかにもいろいろ教育部であったり、いろんなところにわたっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 話としては、契約をするというようなことではなくて、例を出したら悪いですけども、産業廃棄物の取り扱い事業とかね、これらは許認可の事業の中に入ってくるんでしょうかね。県に許認可の権限があるものと、市に許認可の権限のあるような、免許を交付するというような、こういうことだろうと思うんですよね。許認可ということではいけばね。何かの事業に対して、市が認可、免許を与えるというようなものが許認可という実態でないかというふうに思うんですけども、そういうことであれば、市にいろんな市内事業者の名前、例えば病院であればこれは市が当然許認可権を持っていないですよ。でも、その事業体によっては、市が許認可権を持っているものが何ぼあるんでないのかなと。そういうことからいけば、ある程度の枠は絞られてくるんでないのかなというふうに思うわけですけども、その点いかがですか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） その、砂田議員の意図がどういうところなのか、全くわからないところでございます。そういった免許を交付するというようなところについてというような意味合いであるかどうかわかりませんが、そういった確かに廃棄物は一廃は市が、産廃は県がというような状況の中でやっておりますけれども、これはもうごく一部の市の許認可権でありまして、ほかにも各部署にもかかわる話でございますので、なかなかそれを特定するところは難しいというところでございます。

それと、地方分権一括法等によりまして、その許認可の権限を、市へ今いろいろと数多くおいてきておるところでございますので、そこらについても、なかなかその部分については特定はできないと考えております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、私聞いとんのは、特定をする前段階として、市内事業者の中で市が許認可権を持っている事業というのは、一体どういうものが実態としてあるのかと、

例えばということで出したわけで、例えば料理の職業などでもですね、免許を交付しているのは一体誰かと、これは県だとなったりするわけでしょ。警察が免許発行する場合がありますよね。だから、国や県が発行してるものと、市が発行してるものとで分ければ、ある程度の許認可の実態というものがもう少しリアルに見えてくるのではないのかということも思っただけなんです。ボイラー事業者とか、何かあったりですね、あるいは消防やったら消防の許認可権限てありますよね。市の一般行政としての権限というのは、一体どういう実態があるのかと、こういうことをお尋ねしとるわけなんです。そこがまずわかったら、ある程度絞られてくる分があるのかなと。多種多様というような言い方ですけども、そういうことを、今、調査しとるわけなんです。

○柏木 剛委員長 ちょっと待ってくださいね、蛭子委員。ちょっと私のほうから発言させてください。

その職員の倫理規定、いわゆる許認可権あるいは便宜供与的な話という一般論としての話と、それから砂田議員が一般質問で市民に流されるという、その問題とはちょっと別の切り口で話したほうが。それと結びつけるのはちょっとどうかという感じが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 砂田議員が名前を特定した人物を言ってくれないので、調査できないというようなそういう緩い姿勢ではいかんということを私は言っとるわけなんです。ある程度のその部署というのを絞っていけるのではないのかと、総務部としても。それは、許認可権の実態をつかめばですよ、いけるはずではないかということは今詰めて聞きよるんです。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 例えば、市の建物に紙をはるとか、それももちろん許認可でありますし、道路に看板を立てる、市道に、これも許認可でもあります。それから、例えば施設を貸す、これも許認可であります。もういろいろ、至るところにございます。簡単なものから、それはそういった工事に絡むようなものまでいろいろあるわけの中で、なかなかそれは難しいと申し上げたところでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 どこまで努力してるかということをお伺いしたいんですよね。今回提起された問題について、その内容が我々もよくわからない、手探りの状態であると。しかしな

がらも、執行部としては最善をつくして調査をしていくと、議員の協力が得られないとしても、執行部としての責任として、努力をして調査をし続けているという姿勢が、あるのかないのかということは今聞きよるわけなんです。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） これにつきましては、砂田議員と接触を図る中で、砂田議員はそういったことを改めていただくための質問をされたということでございますし、その人を捜し出してどうこうとは全く考えていないということでもございましたし、それが人に聞いたお話ということでもございました。そういった中で、市行政としてそういった意見に基づいて、なかなか調査はしづらいところでございますので、もう一般論的になるんですが、そういったことは絶対にないようにということで、その一般質問の、あれは6月17日の一般質問の本会議が終わりましてから、もうすぐに職員に掲示板にそういった綱紀粛正を呼びかけたところでございますし、各部長についても、そういったことはないようにということで、くれぐれも職員の人事管理を徹底するようにということを申し上げたところでございますし、蛭子委員言われるような、それをさらに突っ込んで、誰がやったかというような調査には今回は至ってございません。そこまでの必要性はないと判断した中で、そういった調査は行っていないというところです。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 調査する必要はないというのがちょっと疑問なんですけど、既に便宜供与が行われたやもしれぬということで問題にしとるわけですね。便宜供与があったのかなかったのか、このことが一番問題なんであって、職員が飲食をともにしたということが問題ではないと思うんですよ。便宜供与があったのかなかったのかということについて調査をする必要があると。便宜供与があれば、当然職員の倫理規定の違反であると。そこらが灰色のままで終わらせて調査する必要がないということの意味がよくわからないんですよ。一般質問でははっきりあるということを質問しとるんですよ。砂田議員の意図は別に、それはもう別の話だと思うんですよ。そういう事実として暴露されたことが、本当に潔白なのか疑惑があるのか、その解明をするべきでないのかということをお願いとるわけなんです。いかがですか。

○柏木 剛委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 1時46分)

(再開 午後 1時47分)

○柏木 剛委員長 再開します。
廣内委員。

○廣内孝次委員 部長の答弁であれば、倫理規定に違反しますという答弁で終わりましたね。これは、業者と食事に行っていた場合であっても、これ全てが全て疑惑のまなざしで見るということもできないと思うんですね。業者と幼なじみとか、近所であるとか、親戚であるとか、いろんな要因が考えられるわけですけどね、その中でどの程度であれば規定に違反しないのか、この前のあの答弁の終わりようであったら、もう行ったら全て違反するんやというようなとらえ方をされる可能性が高いと思うんですね。ですから、そこらをちょっとお尋ねしたいと思います。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） この間、砂田議員がそのあと何か質問されるというようなことの中で、違反しますかしませんかという問いかけであったので、それが事実であれば、当然違反しますというようなお答えだけであつたので、それが事実であれば、あと突っ込んだ質問があれば、当然いろいろと申し上げてべきところなんですけれども、先ほど言われたように、幼なじみであったり、偶然そこで居合わせて、不可抗力的にお話をしたりというのは、これ何ら違反するようなものではないと。倫理規定については、そこらについてはその適用しないというようなことも出ております。それで、例えば地域の役員をそういった方と一緒にして、その役の関係でこういう話をするようなこともあろうかと思えます。そういったことについても、なかなか倫理規定に違反というようなところまではいきませんが、一対一で、例えば頻繁にそういった方と許認可を一方は与える人、一方は許認可を受ける人、これがもう頻繁につき合うということについては、これは倫理規定に違反しますよというようなことで答弁させていただいたわけございまして、そのあと何かまた質問があるのかと思う中での答えた質問で、何かしり切れトンボで終わったというような、こちらもそういった感じでございます。

○柏木 剛委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 これは、業者と職員と一緒に食事をしたとしても、これはお互い知り合いで、割り勘できっちりとした勘定で行くのであれば、これは問題にならないわけです。

ね。その点いかがでしょうか。頻繁にというのは、これニュアンス的なことがあるんで、それはもう一旦おいといてと。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） そこらの度合いとその関係も、それとつながり方、ここらにもよっていろいろ左右されるところでございますけれども、砂田議員の聞かれる中では、明らかにそんなんが事実であって、そういった場合はということでございましたので、今言うような場合は、この倫理規定違反とまではいかない事例も当然出てまいります。

○柏木 剛委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 この前の一般質問で、確か砂田議員は「これは市民から聞いた話やけども」というような前置きがあって、これは頻繁にいう話も出ました。それで、毎日のようにという話も出たような気がするんですけどね。取り方、言い方、聞いた話、うわさ、市民から言われた話をまともに受けて、当然これはいかんと思って質問したと思うんですね。ですから、特定できない、僕なんかいろいろ考えるわけですけども、妙なうわさに振り回されて、議会にしても職員にしても、振り回されて動くというのはあんまりええ形ではないと思うんです。でも、そういう話があった以上は、これ今後やはり徹底をしなければ、やっぱりこういうことはいかんねやという話を強力に、課長以上かな、職員誰でもですね、誰にしてもそういうようなことに関しては気をつけなさいという、これ強力に指導していただきたいと思います。

以上で終わります。

○柏木 剛委員長 答弁をお願いします。

総務部長。

○総務部長（入谷修司） 当然、職員倫理規定というのがございまして、その中の第5条で、関係事業者との接触に関する禁止事項というのがあります。その一番に、関係事業者と会食をすることということで、市の機関が開催する行事等に伴うものを除くという規定もございます。それでそれには、例えば不可抗力で出合った場合とか、そういうような場合は適用しないということでございますので、ここらについては、当然職員は市民に誤解を与えるようなそういった行為、公平公正に公僕として仕事をする中でそう思われられないような行為、これはやはり慎むべきであろうということの中で、先ほど言いましたように、回覧、掲示板、それから部長を通じての徹底をさせていただいたというところであ

ります。引き続き、こういうことについては、強力に呼びかけていきたいと、そのように考えております。

○柏木 剛委員長 そしたら、これをもちまして、職員の倫理規定の執行部との質疑に関しては、一旦閉じたいと思います。

閉会します。

(閉会 午後 1時54分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成25年 7月 3日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 柏 木 剛